

別表 1

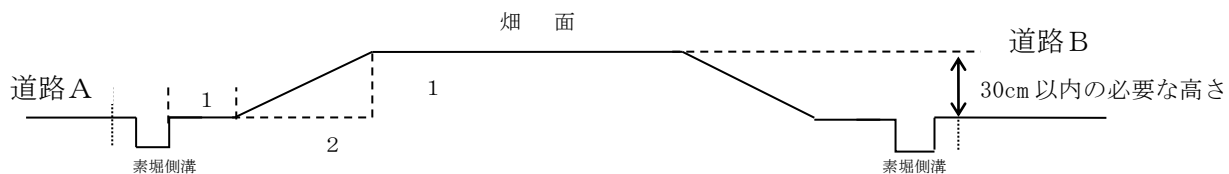
「隣接道路面からの高さについて」

1 接続する2つ以上の道路に高低差がない場合

(1) 水田の場合



(2) 畑の場合



※素堀側溝は、民法第237条第2項の規定を満たす位置に設置する。

2 接続する2つ以上の道路に高低差がある場合

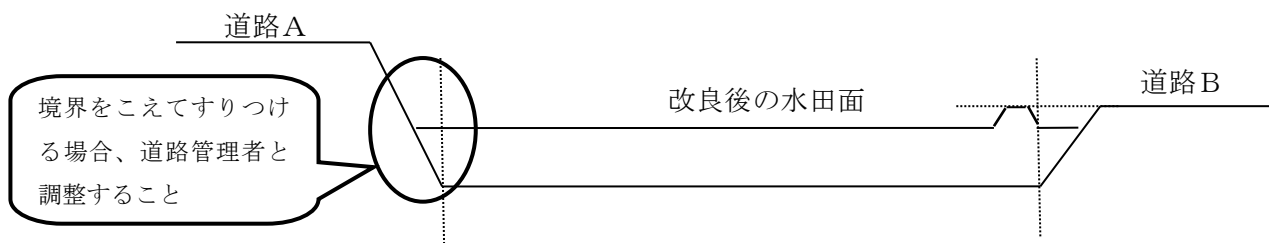
(現況断面図)



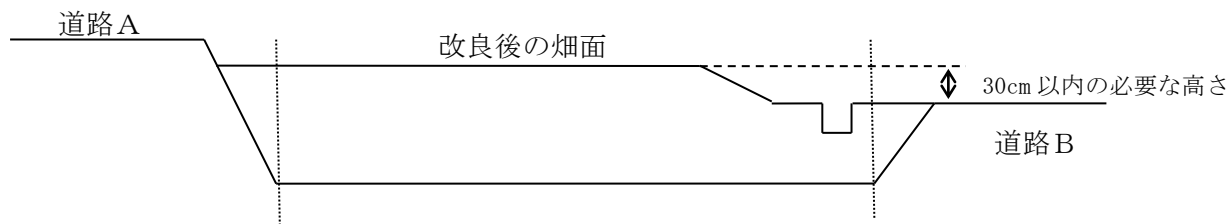
(改良断面図)

(1) 原則として、低い道路を基準とする

ア 水田の場合



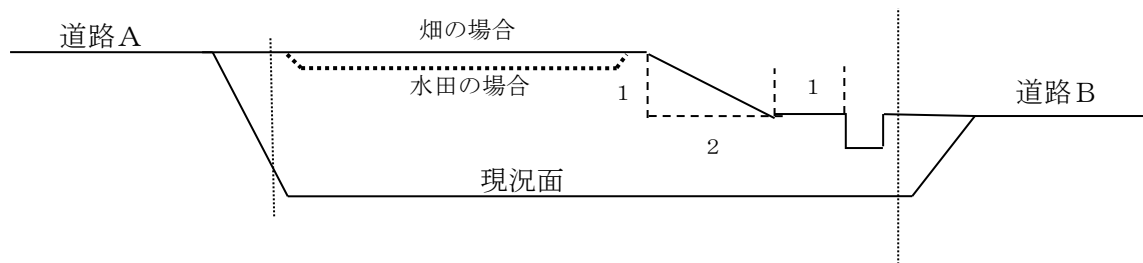
イ 畑の場合



(2) 例外的に高い道路を基準とすることを認める場合

- ア 農機具の搬入を道路Aから行っており、道路Aと同等の高さにすることが耕作する上で効率的である場合。
- イ 道路Bから30cm以内の高さでは効果が得られない場合で、改良前と同等以上の収量確保が認められる場合。

(高い道路を基準とした場合の改良断面図例)



※道路A側の仕上がり面は道路面を超えないこと。

その他必要に応じ指導し、被害防除に努めさせること。

道路Aからの雨水流入や農地の冠水を理由とした農地改良は認めない。

3 仕上がり面が隣接道路面及び隣地面より高くなる場合は、被害防除策を講ずること

- ①隣接道路及び隣地との間に素堀側溝を設置する。
- ②嵩上げの高さに相当する幅でセットバックする。
- ③法面の勾配は、嵩上げの高さ1に対する水平距離2の割合の勾配以下とする。  
(例えば、30cm嵩上げする場合、水平方向に60cmの勾配となる。)